

暴風警報・大雨警報発令時等の登校・下校について

天候異常時の登下校の安全にそなえ、次のような措置を講じたいと思います。ご家庭でご熟読の上、天候異常時に於ける適切なご判断をされますよう、ご協力お願い申し上げます。

和歌山県全域・和歌山県北部(紀北)に暴風・大雨警報が発令された場合

	発令状況	措置	備考
登校前	発令中の場合	・解除されるまで 自宅で待機をする。	
	午前6時までに解除された場合	・平常通り授業を行う。通学路等の安全を確かめて登校する。	給食 あり
	午前6時～10時の間に解除された場合	・警報が解除になった時点で、気を付けて登校する。 ・授業は午前中で終わる。	給食 なし
	午前10時までに解除されなかった場合	・臨時休業とする。 (外出は避けるように指導する。)	
登校後	下校までに大雨警報・暴風警報が発令された場合	・状況を判断し、担当教員の指導のもとに 地区別集団下校をする。(地区毎の指定場所まで引率。必要に応じて迎えを依頼する。) ・状況により、下校が危険と考えられるときは、下校を見合わせる。(迎えをお願いする場合もある。) ・保護者または 代わる方が不在になる家庭は、近所の方等をお願いしておく。	学級連絡網 で 連絡する

- ・注意報や波浪警報・洪水警報のみの発令時は、学校は臨時休業にはならない。
- ・登校前については、学校からの連絡は 原則としてしないこととする。警報が解除されたかどうかについては、テレビやラジオの気象情報をよく聞き、家庭で判断する。
- ・暴風警報や大雨警報が解除されても 通学路が安全かどうかは、各家庭で判断をする。また、注意報であっても 危険が予想できる場合は、保護者の判断で登校を「危険でないと思える」まで 一時見合わせる。
- ・臨時休業になったときは、外出したりして事故に遭うことのないよう、家庭で計画的に過ごせるよう指導する。
- ・台風シーズンになり、前日に台風が和歌山地方に上陸すると予想できるときは、給食が中止になることがある。給食中止を決定したときは、事前に学級連絡網等で知らせる。
- ・学校へ電話されますと重要な通信ができなくなるため、学校への問い合わせはひかえる。

地震が発生した場合【震度5弱以上】

	措置
登校前	震度5弱以上の地震が発生し、危険が予想される場合は、臨時休業とする。 ・地震の被害が大きく、登校が困難の状況となった場合は、登校を見合わせ家で待機する。
登校後	危険箇所を確認する等 状況を判断し、担当教員の指導のもとに地区別集団下校をする。 ・地区毎の指定場所まで引率する。 状況により、下校が危険と考えられるときは、下校を見合わせ、迎えをお願いする場合もある。 ・保護者または代わる方が不在になる家庭は、近所の方等をお願いしておく。